

落札者決定基準（消防団活動支援サービスの利用）

1 基本的な考え方

落札者の決定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価である「技術点」に入札価格の評価である「価格点」を加算する総合評価一般競争入札方式を採用し、「総合評価点数」の最も高い入札者を落札者とする。

(1) 技術点

「提案評価表」（添付資料2）に基づき提案内容の評価し、「技術点」を与える。ただし、2（4）に示す欠格事由に該当する者（以下、「欠格該当者」という。）は、落札者とししない。

技術点の満点は920点とする。

(2) 価格点

入札価格については、後に示す計算式に基づき、「価格点」を与える。

価格点の満点は230点とする。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1)及び(2)で評価した「技術点」及び「価格点」の合計点数（＝総合評価点数）が最も高い者を落札者とする。

合計点数の満点は1,150点（技術点920点＋価格点230点）とする。

(4) 有効数字

「技術点」及び「価格点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 入札額が予定価格の110分の100を上回った場合の対応

欠格該当者を除いた入札参加者の全ての入札額が予定価格の110分の100（以下、「入札書比較価格」という。）を上回った場合、欠格該当者を除いた入札参加者全員で、再度入札を行う。欠格該当者は再度入札に参加できない。

再度入札を行った結果、入札参加者の全ての入札額が入札書比較価格を上回った場合は、再度入札に参加した入札者のうち技術点が最も高い入札参加者から順に価格交渉を行い、入札書比較価格以下となった場合は、その者を落札者とする。

(6) 入札額が予定価格の100分の75を下回った場合の対応

入札参加者の入札価格が、入札書比較価格の100分の75を下回った場合は、当該参加者の技術点から5点を減じる。

(7) 総合評価点数の最も高い者が2以上あるときの対応

当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとする。

2 技術点

技術点は、評価基準に基づき、評価委員会が総合評価のための提案書の内容を審査し、次により算出する。

(1) 配分の考え方

提案評価表の各評価項目に配分する得点は、次のように設定する。

評価項目	配点	比重
1 業務及びサービスに対する理解	77	8.37%
2 業務要件定義	86	9.35%
3 機能要件定義	215	23.37%
4 非機能要件定義	330	35.87%
5 作業の実施体制・方法	152	16.52%
6 応札条件	20	2.17%
7 その他	40	4.35%
合計	920	100.0%

(2) 評価項目点

各評価項目の評価点は0点から「提案評価表」に示す配点までとする。

(3) 技術点に係る得点

評価委員会の各委員の合計点の平均を当該入札者の技術点に係る得点とする。

なお、評価委員会の委員長は技術点の評価を行わず、5名の委員によって評価を行う。

(4) 欠格事由

以下の条件に該当する場合は、「欠格」とする。この場合、当該入札者の技術点を計算せず、落札者としなない。

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

カ 虚偽の内容が記載されているもの。

キ 仕様書に示す本市の要求に応じた提案がなされていないもの。

ク 本総合評価一般競争入札の公告を行った日から落札者決定の日までの間に、本総合評価一般競争入札に関して選定手続きに定められている事項以外で委員会委員又は本件入札手続きに係る学識経験者との接触があった者。

ケ 入札日までの間に、本総合評価一般競争入札の入札参加資格を失った者。

3 価格点

- (1) 価格点は次により算出する。

$$\text{価格点} = 230 \times \text{最低入札価格} \div \text{入札価格}$$

傾斜点

入札者のうち、最低の入札価格の者の傾斜点を 230 点とし、最低の入札価格以外の入札価格の者は、最低入札価格の当該入札価格に対する割合に 230 点を乗じた点数を傾斜点とする。

- (2) 入札価格には、契約期間中（契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで）に発生する一切の費用を盛込むものとする。
- (3) 入札者の入札額が入札書比較価格を上回った場合は、当該入札者を落札者とししない。

4 企業としての取組に対する評価

以下に示す企業としての取組についても、提案として評価する。

評価項目	評価の着目点	評価		
		A	B	C
ワークライフバランスに関する取組 ※	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届出ている（従業員 101 人未満の場合のみ加算）【7 点】	策定していない、又は策定しているが従業員 101 人以上【0 点】	—
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届出ている（従業員 301 人未満の場合のみ加算）【7 点】	策定していない、又は策定しているが従業員 301 人以上【0 点】	—
	次世代育成支援対策推進法による認定の取得（くるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得	取得している、または認定されている【7 点】	取得していない、又は認定されていない【0 点】	—
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	認定されている【7 点】	認定されていない【0 点】	—
障害者雇用に関する取組	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.3%の達成	達成している（従業員 43.5 人以上）、又は障害者を 1 人以上雇用している（従業員 43.5 人未満）【7 点】	達成していない（従業員 43.5 人以上）、又は障害者を 1 人以上雇用していない（従業員 43.5 人未満）【0 点】	—
健康経営に関する取組	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証の AAA クラス若しくは AA クラスの認証	認定若しくは認証を受けている。【7 点】	認定若しくは認証を受けていない。【0 点】	—

※ ワークライフバランスに関する取組については、4つの着目点のいずれか一つでも A 評価となった場合、7 点として取り扱う。（複数の着目点で A 評価であっても、7 点以上とはしない。）